

# 裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業振興部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所

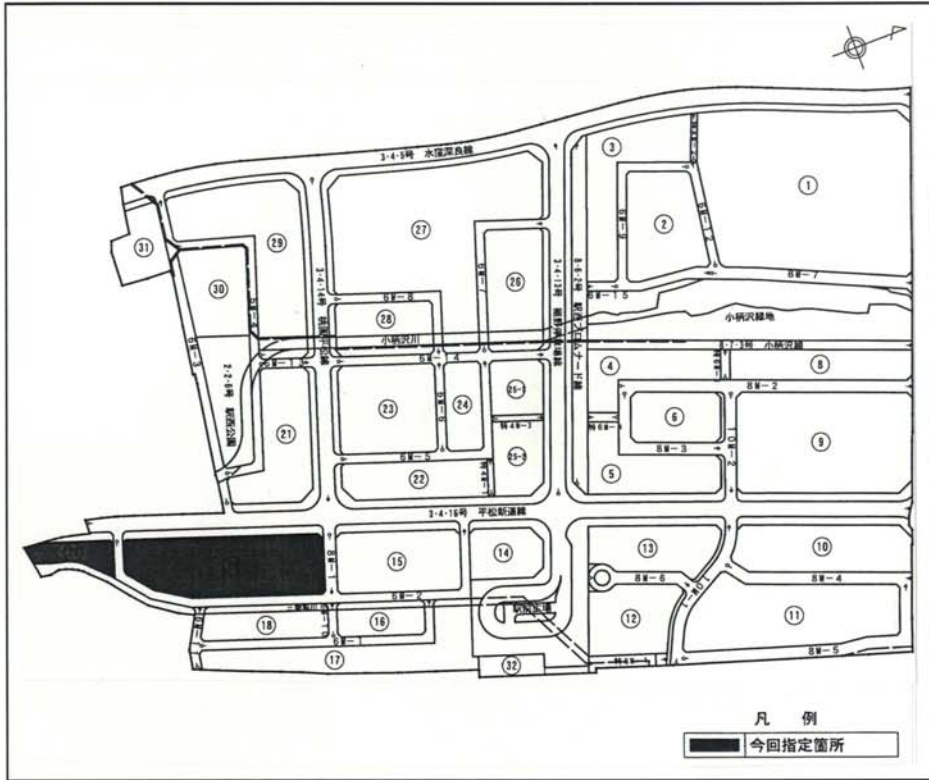
(〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2 TEL055-994-1274 FAX055-994-1279 E-mail shigaichi@city.susono.shizuoka.jp)

## 第一回の仮換地指定通知を送付しました。

※仮換地指定通知の再発行はできません。大切に保管してください。

平成19年5月30日付で第一回の仮換地指定対象権利者の方（35権利者）へ仮換地指定通知を送付しました。

この通知手続きは、平成19年4月24日に開催された第19回裾野駅西土地区画整理審議会において、第一回仮換地指定の指定箇所、面積、減歩率等について意見を求め、原案通りとの答申を受けたことにより行ったものです。



【第一回仮換地指定箇所】

## 仮換地指定通知について

### 【移転等の時期】

通知には、仮換地の指定の効力発生の日から従前の宅地の使用を停止する旨が記載されていますが、裾野市から移転等の時期の説明や照会があるまでは、従前の宅地の使用を継続していただきます。



### 【通知に不服があるときの手続き】

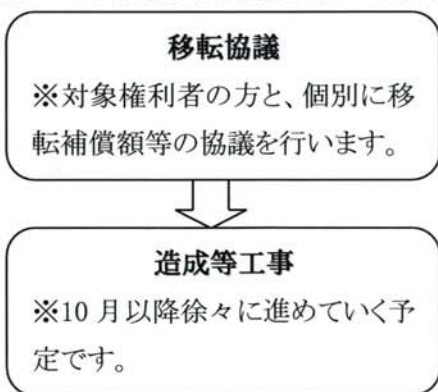
通知について不服があるときは、仮換地指定通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています）。

また、行政事件訴訟法の規定により、仮換地指定通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から6箇月以内に裾野市を被告として取消訴訟を提起することができます。

【通知の受領拒否や居所不明の場合の取扱い】  
土地区画整理法第133条第1項の規定により「送付を受けるべき者が受領を拒んだとき」又は「過失がなくてもその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないとき」はその書類の内容を公告して書類の送付に代えるものとします。

【通知が開封後に返送された場合の取扱い】  
権利者がその内容を知り得たと理解すべきであり、権利者自身が通知書を保有していなくても権利者に到達したと見なします。

## 第一回仮換地指定後の流れ



裾野駅西地区整備事務所では、当事業について、随時相談業務を行っております。お気軽にお越しください。